

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 3 月 29 日付け大生総第 190 号及び同月 28 日付け大生保生第 850 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 6 月 22 日付け大生総第 84 号により行った開示決定及び同年 11 月 14 日付け大生保生第 569 号により行った開示決定（以下各々「本件決定 1」及び「本件決定 2」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立期間を徒過して提起されたものであり、不適法と認められることから、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 8 日及び同年 10 月 31 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「生野区役所総務の行った聞き取り記録全部。市民の声 No. 1101-〇-001-01 に主張有る。※市民の声 No. 1101-〇-001-01 参考」及び「特定診療所分の医療券発券歴 1 件と無効処理歴 1 件、レセプト点検歴 1 件 計 3 件」の各開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報として、「生野区役所総務の行った聞き取り記録全部。（市民の声 No. 1101-〇-001-01 回答分）」及び「大阪市総合福祉システム生活保護システムに電磁記録された 特定診療所に係る医療券の発券歴、無効処理歴及び給付実績管理（レセプト点検歴）」を特定した上で、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 1 月 27 日及び同年 2 月 13 日に、本件決定 1 及び本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、それぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 審議会の判断

1 本件各異議申立ての適法性について

- (1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについて定めた行服法では、第45条で「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。」と規定されている。
- (2) 当審議会が実施機関に異議申立人が提出した不服申立書を見分したところ、本件各異議申立ては、異議申立人が本件各決定があったことを知った日として不服申立書に記述した日(本件決定1は平成23年6月23日、本件決定2は同年11月15日。)の翌日から60日を超過しており、行服法で定められている異議申立期間を徒過している。
- (3) したがって、本件各異議申立ては、形式的要件を具備しておらず、不適法と認められることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。なお、同項に該当する異議申立てが、条例第43条第1号で規定する「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に該当することは言うまでもない。

2 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第53号

年 月 日	経 過
平成24年3月29日	諮問
平成24年4月25日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年5月14日	異議申立人から意見書の提出
平成25年3月21日	審議(答申案)
平成25年3月28日	答申

平成23年度諮問受理第44号

年 月 日	経 過
平成24年3月28日	諮問
平成24年7月17日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成25年3月21日	審議(答申案)
平成25年3月28日	答申